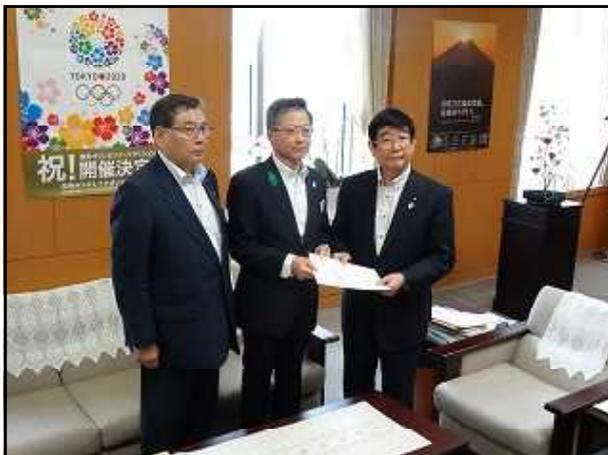


＜福島県原子力損害対策協議会＞
原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と原子力損害
賠償紛争解決センターの「和解の仲介」に関する緊急要望
【結果概要】

- 日 時 平成26年5月15日（木） 12：15～12：30
- 場 所 文部科学省 11階 政務官室
- 対応者 文部科学大臣政務官 富岡勉
- 要望者 会長代理 福島県副知事 村田文雄
代表者会議構成員 大熊町長 渡辺利綱（双葉地方町村会長）
- 内 容

会長代理から要望書を手交し、原子力損害賠償紛争審査会が策定する「指針」と原子力損害賠償紛争解決センターの「和解の仲介」に関する緊急要望を行った。



（要望内容）

- 1 多くの被害者に共通する損害については、類型化による「指針」への反映によって確実かつ迅速に賠償がなされるべきものであることから、審査会において、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。
- 2 審査会及び紛争解決センターにおいては、住民や地域、市町村に大きな混乱を生じさせないことを基本に、被害の実態に見合った賠償が公平かつ確実、迅速になされるようにすること。

【会長代理（副知事）】

- 今般、集団の申立てに対し、「和解の仲介」がなされているが、住民や地域、市町村に波紋が広がっている。
- 多くの被害者に共通する損害については、可能な限り早期の被害者救済を図るため、損害の類型化による「指針」への反映によって確実、迅速に賠償がなされるべきものであり、審査会において、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示すこと。
- また、審査会、紛争解決センターにおいては、住民や地域、市町村に大きな混乱を生じさせないことを基本に、被害の実態に見合った賠償が公平かつ確実、迅速になされるようにすること。
- 審査会の能見会長宛ての要望書もお渡しするので、能見会長をはじめ審査会の委員にも伝え、国、審査会としてしっかりと対応してほしい。

【富岡政務官】

- 要望の主旨は理解した。審査会の能見会長にも伝えたい。
- （和解仲介案は）個別案件の紛争処理の過程で出されたものと認識している。普遍的に多くの人に共通に当てはまるものであれば、「指針」に書き込むことも当然必要である。紛争解決センターでは個々の事情として対応されているが、他の町村と整合性をとらないといけない。
- 紛争解決センターにおいて、全体の流れの中で決めるものなので、こちらからどうこう言うわけにもいかないが、対応できるところを検討したい。

【会長代理（副知事）】

- これまで、審査会での「指針」と、紛争解決センターでの和解仲介の個別対応という二つで賠償がなされてきたが、個別と言いながらも、多くの方々に共通し、全体に影響する損害については「指針」として示すべきである。

【富岡政務官】

- 今まで審査会の「指針」で見てこなかった損害が、集団申立の案件についての紛争解決センターでの紛争処理の過程で、最大公約数というか、共通項目として出てきたとしても、一律に処理できないものがどうしても出てくるので細分化して対応するしかなく、現場で対応するしかないのではないかと。
- 少し時間がかかるかもしれないが、現場も方向性は分かっていると思うので、大臣等とも相談しながら前に進めたい。

【渡辺大熊町長】

- 双葉郡 8 町村は賠償もそれぞれで、町村毎のいろいろな事情がある。それぞれに不平不満が積もっている中で、紛争解決センターからの和解の仲介案についても多様な意見があるので、今後推移を見守りながら対応する必要があると思っている。

【富岡政務官】

- いろいろな状況があるだろうが、要望を受けて事情を聞くとそれなりに気持ちも動くところもあり、改めて思い直すところもある。政府としても、第一に取り組むべき問題と思ってやっている。県や市町村と一緒にやっていきたい。

(以 上)